## 開発許可制度の目的

都市の無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を計画的な市街化を促進すべき市 化区域と、原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区域区分し、開発行為につい て公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付けるなど、良質な宅地水準を確保する 目的で設けられたのが『開発許可制度』であります。

## 市街化区域における開発許可(法第29条第1項)

一定規模以上(開発面積が 500 m以上)の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、 許可が必要です。(法第 29 条)

なお、一部許可が不要な場合があります。(法第29条第1項から第11号の行為)

・ 技術基準(法第33条)に適合させる必要があります。

## 市街化調整区域内における開発許可等(法第29条第1項)

開発行為を行う場合は、許可が必要ですが、原則として一定の開発行為以外は認められません。

なお、一部許可が不要な場合があります。(法第29条第1項から第11号の行為)

・ 技術基準(法第 33 条)に適合させるほか、開発行為を例外的に許可する場合の基準(法第 34 条)にも適合させる必要があります。

開発行為を伴わずに建築行為のみを行う場合も許可が必要ですが、開発許可と同様に、一定の建築行為以外は認められません。

なお、一部許可が不要な場合があります(法第43条第1項1号から第5号)

・技術基準(令 36 条第 1 項第 1 号)に適合させるほか、建築行為を例外的に許可する場合の基準(令 36 条第 1 項第 3 号)にも適合させる必要があります。

## 用語の定義

開発行為:主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する

目的で行う土地の区画形質の変更をいう。(都計法第4条12項)

区画形質の変更: 区画の変更 形質の変更 区画及び形質の変更を同

時に行うこと の いずれかに該当するものをいう。

形質の変更:形の変更又は質の変更及び形・質の変更を同時に行うこと。